

従事者共済会 契約施設・団体長 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
事務局 長 小林 秀樹
〔印章略〕

従事者共済会標準給与月額決定及び変更決定通知書の発行について（確認依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃より、従事者共済会事業にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、ご提出いただいた「標準給与月額変更届」に基づき、令和 3 年 10 月以降の新たな標準給与月額及び掛金月額を決定いたしました。共済会システムより決定通知書を出力の上、記載内容に誤りがないか必ずご確認ください。なお、請求書等郵送依頼書をご提出いただいている契約施設・団体については施設毎に郵送させていただきます。

記

1 依頼内容

(1) 「加入者」の確認

- ① 加入者が未掲載の場合は「共済加入申込書」、転入者が未掲載の場合は「共済契約転出・転入届」または「共済契約転出・転入届（法人内異動届）」を本会へご提出ください。（決定通知書には 9 月 10 日届出分まで反映済み）
- ② 退職（または転出）済みにもかかわらず、変更決定通知書に掲載されている場合は、「共済加入解除申請書」、転出者の場合は「共済契約転出・転入届」または「共済契約転出・転入届（法人内異動届）」を本会へご提出ください。（決定通知書には 9 月 10 日届出分まで反映済み）

(2) 変更決定通知書の「算定基礎額」及び「標準給与月額」の確認

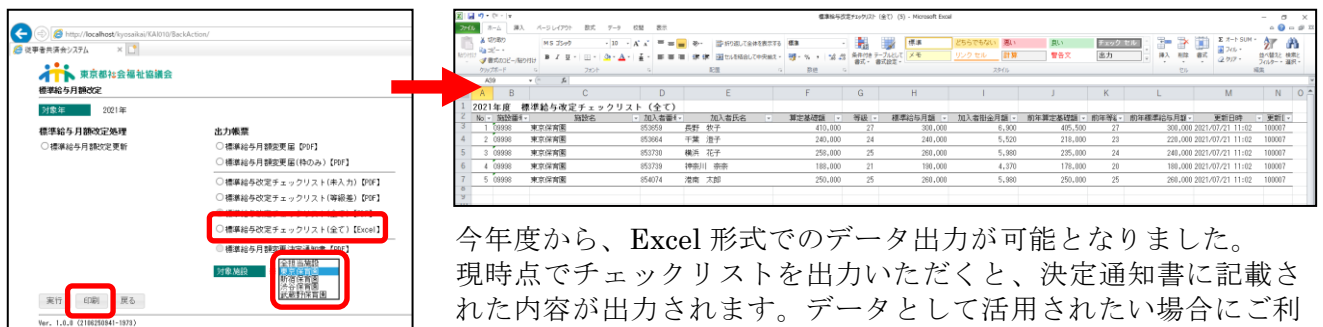
訂正がある場合は、必ず **10 月 1 日（金）までに**「標準給与月額訂正届」を本会へご提出ください。
※「標準給与月額訂正届」は、従事者共済会ホームページ「各種届出様式」または「お知らせ」よりダウンロードできます。

共済会システム 標準給与月額変更決定通知書の出力手順

標準給与月額変更決定通知書の出力



変更決定通知書の内容データの出力 (Excel)



今年度から、Excel 形式でのデータ出力が可能となりました。現時点でチェックリストを出力いただくと、決定通知書に記載された内容が出力されます。データとして活用されたい場合にご利用ください。

2 備考

令和 3 年 10 月から令和 4 年 9 月までの従事者共済会掛金は、同決定通知書によりご請求させていただきます。新たな掛金額による支払いをご準備いただくと共に、掛金額の変更があった加入者への周知をお願いいたします。

3 事務連絡先

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉振興部（共済担当）
TEL：03-5283-6898（直通）